

津幡町事業継続支援金 申請要領

申請期間

令和3年10月1日（金）から
令和3年12月28日（火）まで

令和3年10月1日

目 次

I 事業概要

1 目 的	1
2 交付対象者	1
3 支援金の額	1

II 申請の要件

1 交付要件	2
2 不交付要件	2

III 申請の方法

申請に必要な書類	3
申請先	3
1 申請書兼実績報告書	4
2 誓約書	5
3 請求書	6
4 「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を掲示した写真等	7
5 売上台帳等	7
6 確定申告書類	8
7 通帳の写し	8
8 本人確認書類	9
9 その他	9
問合せ先	9

I. 事業概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、津幡町内の事業者の売上が大幅に減少していることから、事業者の事業継続を支援するための支援金を交付します。

支援金は、令和3年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が前年又は前々年同期と比較して20%以上減少している事業者を町独自に支援するものです。

2. 交付対象者

町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び町内に住所又は主たる事務所を有する個人事業主で、下記のいずれにも該当する者

- ① 令和2年6月30日以前から事業収入（売上）を得ており、令和元年又は令和2年の年間売上が120万円以上で、今後も事業を継続する意思があること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して20%以上減少していること
- ③ 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」を行い、感染予防対策に取り組んでいること

3. 支援金の額

交付額：下記の計算方法により算出した額（支給回数：1事業者1回）

	対象事業者	支援金
1号	今年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して40%以上減少している事業者	20万円
2号	今年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して30%以上40%未満減少している事業者	15万円
3号	今年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して20%以上30%未満減少している事業者	10万円

※1号から3号までのいずれかに該当し、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者（飲食店・喫茶店、宿泊施設）は、5万円を加算します。

$$\text{【計算方法】} \quad \frac{\text{（前年又は前々年の売上－今年の売上）}}{\text{前年又は前々年の売上}} \times 100$$

Ⅱ. 申請の要件

1. 交付要件

(1) 町内の事業者で、下記の①から③のいずれにも該当する方が、交付の対象となります。

① 令和2年6月30日以前から事業収入（売上）を得ており、令和元年又は令和2年の年間売上が120万円以上で、今後も事業を継続する意思があること。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して20%以上減少していること

※事業収入（売上）は事業所や部門毎ではなく、町内にある事業所の合計収入であり、確定申告書の事業欄（売上金額又は収入金額等）に記載される額と同様の算定方法によります。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、国・地方公共団体からの休業要請等に伴い支給される協力金などの現金支給については、事業収入（売上）から除いて算定できません。

③ 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」を行い、感染予防対策に取り組んでいること
下記の推進組織で、宣言に関するご相談対応やステッカーの配付を行っています。

推進組織（相談窓口）	住所	電話番号
津幡町商工会	津幡町字清水チ326番地3	076-288-2131
新型コロナ対策取組宣言デスク	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1902

(2) 上記①から③のいずれにも該当し、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者（飲食店・喫茶店、宿泊施設）

認証制度に関する申請や相談対応は、いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局で行っています。認証を取得する場合は、事業所や店舗を現地確認してから承認となるため、数週間かかります。余裕をもって申請してください。

申請（相談窓口）	住所	電話番号
いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局	金沢市彦三町2-1-45	076-262-6170

2. 不交付要件

下記のいずれかに該当する方は、交付対象外です。

- | |
|--|
| ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者 |
| ②その他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者 |

Ⅲ. 申請の方法

申請に必要な書類

申請するにあたり、下記の書類を準備してください。

提出書類	内容	参照
1 申請書兼実績報告書	所定の様式（町 HP に掲載、必要項目を記入したもの）	P 4
2 誓約書		P 5
3 請求書		P 6
4 「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を掲示した写真 ※「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者は、認証書の写し	事業所や店舗に掲示した宣言書又はステッカーをカメラで撮影したもの ※「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者は、認証書の写し （複数営業店舗を営する場合、店舗毎に）	P 7
5 売上台帳等	対象期間の売上を比較し、20%以上の減少率が確認できるもの 令和元年又は令和2年の売上が120万円以上であることが確認できるもの （町内事業所の合計売上）	P 7
6 確定申告書類（直近）	2020年の確定申告がお済みでない場合は、2019年のもの （税務署受付日が確認できるもの）	P 8
7 通帳の写し	振込口座を確認できるもの （申請者名義に限る）	P 8
8 本人確認書類（個人事業主のみ）	運転免許証の写しなど、申請者の身分を確認できるもの	P 9

【申請先】

1～8の書類を、下記まで提出してください。

（宛先）〒929-0326 河北郡津幡町字清水子326番地3
津幡町商工会 TEL:076-288-2131 FAX:076-288-2134
申請受付時間 午前9時～午後4時

1. 申請書兼実績報告書

様式第1号（第5条関係）

提出日を記入

令和 年 月 日

(宛先) 津幡町長

主たる業種 (日本標準産業分類)	M-76 (中分類を記入)
所在地	津幡町字加賀爪二3番地
事業者名	株式会社 津幡町商店
代表者役職氏名	代表取締役 津幡太郎
電話番号	076-288-6704

今年1月～9月までの連続した3か月の
合計売上金額を記入してください。

1 交付申請額は、2 申請額と
3 加算額の合計金額を記入し
てください。

津幡町事業継続支援金交付申請書兼実績報告書

津幡町事業継続支援金の交付を受けたいので、津幡町事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

前年又は前々年同期の売上金額を
記入してください。

1 交付申請額

金 150,000 円

2 対象期間の事業収入の前前年比又は前々年比減少率及び交付申請額

対象月	売上高	比較対象月	売上高
令和3年 4月	304,000 円	平成31年 4月	500,000 円
令和3年 5月	450,000 円	令和元年 5月	600,000 円
令和3年 6月	510,000 円	令和元年 6月	700,000 円
計	A 1,264,000 円	計	B 1,800,000 円
減少率	$(B-A)/B \times 100$ 29.7 %	申請額	100,000 円

小数点第2位を切り捨て

3 「いしかわ新型コロナ対策認証制度」における認証を取得した事業者

加算額 (5万円)

50,000 円

売上減少 40%以上 : 20万円

売上減少 30%以上

40%未満 : 15万円

売上減少 20%以上

30%未満 : 10万円

4 添付書類

- ・誓約書
- ・売上台帳等
- ・確定申告書類
- ・石川県の「新型コロナ対策取組宣言」の宣言書又はステッカーを掲示した写真
- ・「いしかわ新型コロナ対策認証制度」における認証を取得した事業者は、認証書の写し

2. 誓約書

誓約書

津幡町事業継続支援金に関して、次のとおり誓約します。

〈以下の該当する項目に を入れてください。〉

- 令和2年6月30日以前から事業収入（売上）を得ており、令和元年又は令和2年の年間売上が120万円以上で、今後も事業を継続する意思があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から同年9月までの連続した3か月の合計売上金額が、前年又は前々年同期と比較して20%以上減少しています。
- 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」（「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証）を行い、感染予防対策に取り組んでいます。
- 申請内容に偽りはありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 津幡町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に照会されることに同意します。

署名した日を記入

令和 年 月 日

（宛先）津幡町長

所在地 津幡町字加賀爪二3番地
事業者名 株式会社 津幡町商店
代表者役職氏名 代表取締役 津幡 太郎

※所在地、事業者名、代表者役職氏名の欄は、必ず自署でお願いします。


代表者が自署で記入してください。

3. 請求書

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

（宛先）津幡町長

主たる業種 （日本標準産業分類）	M-76（中分類を記入）
所在地	津幡町字加賀爪ニ3番地
事業者名	株式会社 津幡町商店
代表者役職氏名	代表取締役 津幡 太郎 

代表者印又は認印（シャチハタ不可）

津幡町事業継続支援金請求書

津幡町事業継続支援金として次の金額を津幡町事業継続支援金交付要綱第7条の規定に基づき
請求いたします。

支援金請求額 金 **150,000** 円

振込先

金融機関名	支店名等	預金種別
津幡町銀行	津幡 支店	普通 ・当座
口座番号	口座名義（カナ）※申請者氏名と同一口座	
1234567	カ) ツバタマチショウテン	

振込口座は本人又は法人名義に限ります。

口座情報は正確に記入してください。誤りがあると支援金の支払いができなくなります。

4. 「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を掲示した写真等

石川県の「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を事業所や店舗に掲示している様子が見えるようにカメラで撮影し、写真を提出してください。また、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者は、認証書の写しを提出してください。



新型コロナ対策取組宣言書



新型コロナ対策取組宣言書
ステッカー



「いしかわ新型コロナ対策
認証制度」認証書

5. 売上台帳等

対象期間（令和3年1月から9月までの連続した3か月）と、その前年又は前々年同期における売上がわかる売上台帳等を提出してください。

また、令和元年又は令和2年の売上が120万円以上とわかる売上台帳等を提出してください。

- ・ 経理ソフトウェアで売上データを出力したもの
- ・ エクセルで売上データを出力したもの
- ・ 手書き売上台帳のコピー

フォーマットの指定はありませんが、以下の点に留意してください。

- ・ 令和3年〇月と明確に記載されているなど、対象となる月と、該当月の売上合計額がはっきりわかるようにすること。
- ・ 部門、店舗毎など、売上台帳が複数ある場合は、申請書に記載した事業収入額が当該書類のそれぞれの部分を合計しているか、売上に下線を引く、枠で囲むなど、はっきり分かるようにすること。

6. 確定申告書類（直近）

確定申告を適正に行っていること、また申請者の事業規模の確認書類として、以下の書類の写しを提出してください。

個人事業主

青色申告の場合 確定申告書第一表（1枚）、所得税青色申告決算書（2枚）

白色申告の場合 確定申告書第一表（1枚）

e-Tax の場合 受信通知（メール詳細）

法人

確定申告書別表1、法人事業概況説明書（2枚〔両面〕）

e-Tax の場合 受信通知（メール詳細）

本書類は、申請者が適正に確定申告を実施していることを確認するために提出いただくものです。決算時期や申告時期により、最新の確定申告がお済みでない場合は、その直前の事業年度のものを提出してください。

7. 通帳の写し

支援金の振込口座の確認のため、以下の書類を提出してください。なお、振込口座は申請者本人又は法人名義の口座に限ります。

通帳を開いた1、2ページ目の写し または 電子通帳の画面コピー



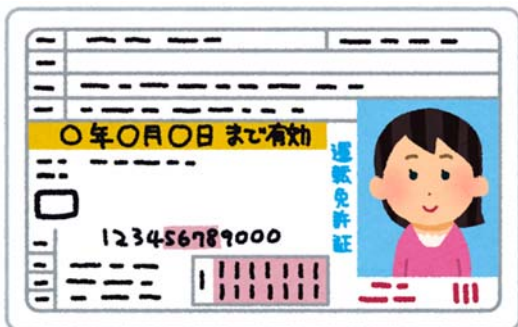
※当該部分が鮮明にコピーされていることを確認してください。

（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名・支店番号・支店名）

※当座預金口座や電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像をA4サイズで印刷してください。

8. 本人確認書類（個人事業主のみ）

対象者本人の申請であることの確認のため、以下の書類を提出してください。
運転免許証（両面）または個人番号カードの写し



住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるようにしてください。
上記書類をお持ちでない場合、パスポートや健康保険証の写し等でもかまいません。

9. その他

- (1) 申請の内容・証拠書類等の審査の際、不明な点が発生した場合は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めることがあります。
- (2) 審査が終了し、交付決定がされた際は、申請者あて「交付決定及び確定通知書」（不支給の場合「不交付決定通知書」）を発送します。
- (3) 提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、交付金の返還等を求める場合があります。

【問い合わせ先】

〒929-0393 河北郡津幡町字加賀爪二3番地
津幡町産業建設部産業振興課商工観光係
TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470
E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp